

現代韓国朝鮮研究センター規程

平成20年9月22日 規程第141号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第4条の規定に基づき、現代韓国朝鮮研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、朝鮮半島問題を軸とするアジア地域の諸問題に関する研究及び教育を行い、日本における現代韓国朝鮮研究の拠点として、日本国内外の国際関係学研究所の発展に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 朝鮮半島問題を軸とするアジア地域の諸問題に関する組織的及び体系的な研究並びに教育に関すること。
- (2) 日本国内外における関連研究・教育機関等との協力及び連携に関すること。
- (3) その他、センターの目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター研究員
- (4) センター客員研究員
- (5) 名誉センター長
- (6) その他、センター長が必要と認め、国際関係学研究所委員会が承認した者
(センター長)

第5条 センター長は、専任又は兼任の国際関係学研究所教授をもって充てる。

- 2 センター長は、国際関係学研究所長が指名し、学長が任命する。
- 3 センター長は、センターを代表し、センターの運営を統括する。
- 4 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター研究員のうちからセンター長が指名し、国際関係学研究所長が任命する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるとき、又はその他の理由によりセンター長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期

間とする。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、国際関係学研究科及び国際関係学部の教員のうちから、センター長の推挙により、国際関係学研究科長が任命する。また、その他にセンター長が必要と認め、国際関係学研究科委員会が承認した者を、センター研究員として委嘱することができる。

2 センター研究員は、第3条各号に掲げる事項を遂行する。

(センター客員研究員)

第8条 センター客員研究員は、日本国内外における関連分野の研究者・専門家のうちから、本人による応募を受けて、センター長が必要と認めた場合に、国際関係学研究科委員会がこれを承認する。

2 センター客員研究員は、国際関係学研究科委員会が承認した期間、第3条各号に掲げる事項を遂行する。

(名誉センター長)

第9条 名誉センター長は、センター研究員以外の有識者であって、センターの運営に関し高い見識を有するものうちから、センター長の求めに応じ、大学院国際関係学研究科長が委嘱することができる。

2 名誉センター長の所掌事項、任期、費用弁償等については、別に定める。

(運営委員会)

第10条 センターの業務を円滑に運営するため、運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(事務組織)

第11条 センターの事務を処理するための組織については、別に定める。

(国際関係学研究科委員会への報告)

第12条 センター長は、毎年度末に、その年度におけるセンターの活動の概要及び翌年度における活動計画などについて、国際関係学研究科委員会に報告する。

(その他)

第13条 この規程の改正は、センター長の発議により、国際関係学研究科委員会の議を経て決定する。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月25日から施行する。